

# 長期使用製品安全点検制度の 登録率向上に向けた取組みについて

平成28年6月30日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
製品安全課

# 1. 長期使用製品安全点検制度

- 経年劣化による製品事故を未然に防止するために、平成21年4月、長期使用製品安全点検制度が導入されたところ。
- 本制度は、重大事故の発生の恐れが高い製品を特定保守製品として指定し、当該製品については事前に所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受ける制度。
- なお、販売事業者は、購入者（所有者）に引き渡す際に、製品に同梱されている所有者票の記載を促す他、所有者票の代行記入・登録に協力する義務がある。

## 特定保守製品【9品目】

平成21年4月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器  
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふるがま  
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふるがま



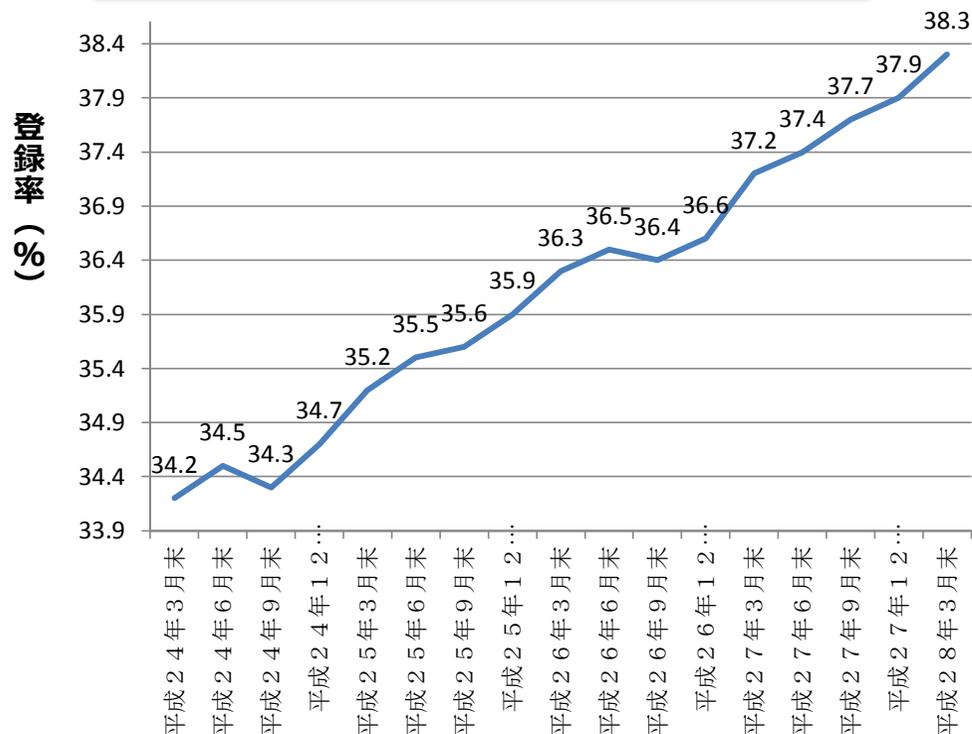
FF式石油温風暖房機



## 2. 本制度の現状

- メーカーの所有者情報の登録率は、緩やかな上昇傾向にあり、平成28年3月末時点で前年同期比で微増となる**38%**となった。

### 所有者情報登録率（累計）



### 製品別登録率

#### 【製品別】

- 電気製品 36%
- ガス機器 43%
- 石油機器 38%

#### 【特定保守製品別】

- ビルトイン式電気食器洗機 37%
- 浴室用電気乾燥機 34%
- 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用） 48%
- 屋内式ガス瞬間湯沸器（LPガス用） 33%
- 屋内式ガスふろがま（都市ガス用） 55%
- 屋内式ガスふろがま（LPガス用） 33%
- 石油給湯機 41%
- 石油ふろがま 37%
- 密閉燃焼式石油温風暖房機 33%

（平成28年3月末現在）

※登録率 = 所有者情報累計件数 / 製造・輸入累計台数

### 3. 最近の取組み①（経済産業省）

昨年度、当省は以下の4つの取組みを展開。

- ① 販売時の対策  
販売事業者に対し、所有者の登録が進むように本制度に関する説明の徹底、所有者票の代行記入を行うことを要請。
- ② 販売済み製品（既に販売され、設置されている製品）に対する対策  
取り付け事業者等の関連事業者には、定期的な点検等の際に所有者登録を確認し、所有者登録がなされていない可能性がある場合には登録の協力を要請。
- ③ 賃貸住宅に設置された販売済み製品に対する対策  
賃貸住宅の所有者等には、所有者情報の登録を要請。
- ④ 所有者登録向上のため製造事業者、取引事業者、関連事業者が連携し、対策を取ることを要請

#### 販売時の対策

- ・本制度の説明の徹底
- ・所有者票の代行記入登録 等

#### 販売済み製品 に対する対策

- ・定期的な点検等の際の確認,代行記入等

賃貸住宅等

- ・賃貸住宅の所有者等への登録の要請

#### 事業者 の連携

#### 協力要請文書を発出

- ・製造事業者：3団体
- ・取引（販売）事業者：31団体／社
- ・関連事業者等：4団体

### 3. 最近の取組み②（製造事業者団体）

#### 日本電機工業会（JEMA）

●平成27年11月、当制度に関する消費者の意識調査を実施（インターネット方式。調査対象は平成21年4月以降にビルトイン型食器洗い乾燥機、浴室用電気乾燥機（ともに特定保守製品）を購入した消費者及び保有する賃貸物件オーナーの約1000名）。

##### <結果概要>

- 新築（購入）時、リフォーム時とも、マンション販売業者や大手のハウスメーカー系の事業者を通じた登録率が、中小のホームビルダー、工務店、宅建事業者等の事業者を通じた登録率より、比較的高い傾向にある。中小の事業者等には長期使用製品安全点検制度について、周知が行き届いていない可能性が高い。
- 説明を受けた消費者のうち8割が登録。説明を受けなかった消費者の8割が登録をしていない。
- 点検時期お知らせ機能の点灯時には、95%がメーカーに問い合わせる、または取扱説明書を確認するとの意向。

●平成28年2月、販売事業者（工務店等）・所有者を対象に、長期使用製品安全点検制度の周知のための「特定保守製品の所有者登録と点検を！」（チラシ）を制作。

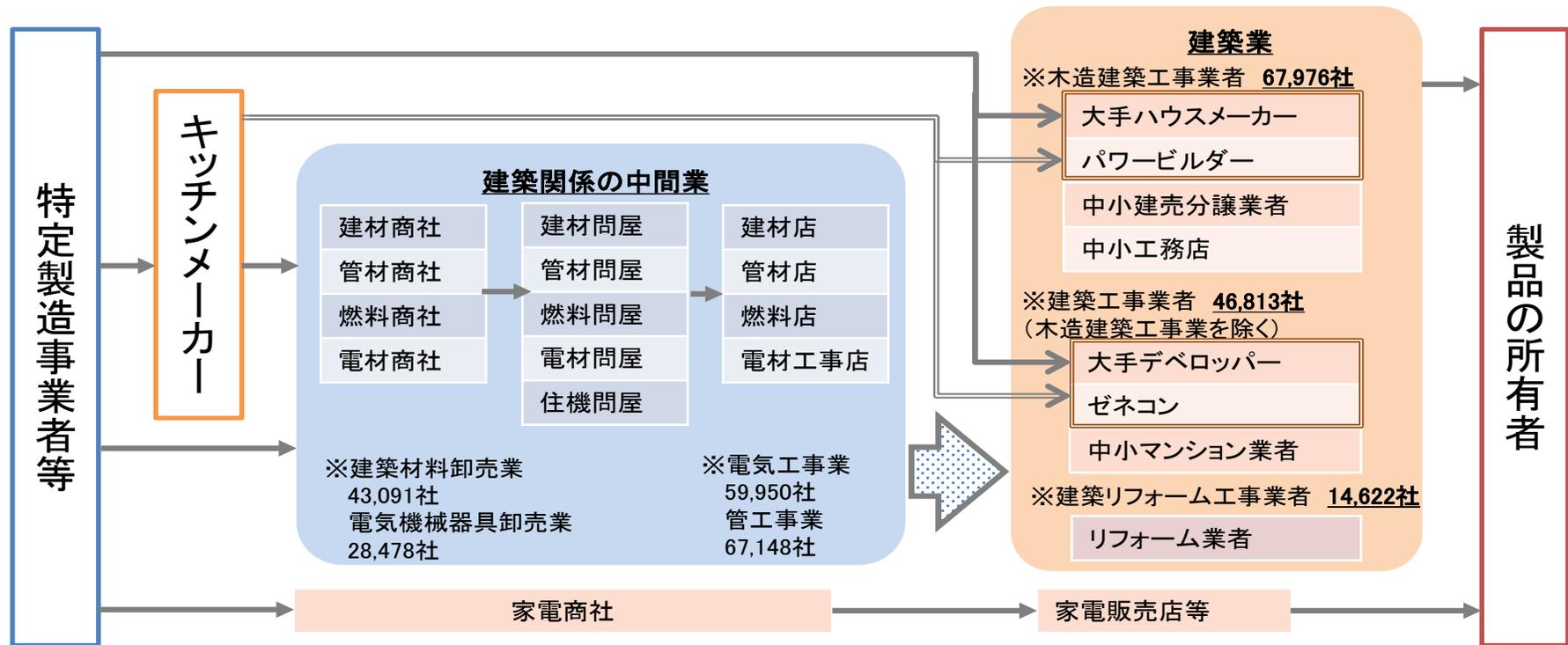
#### 日本ガス石油機器工業会（JGKA）

●製造事業者から、販売・関連事業者による代行記入の促進を図るためのチラシ等の制度の周知活動を、機器の販売ルートを通じて展開しているが、管材工事事業者、住宅設備事業者、工務店等が介在するため流通経路が複雑。直接、購入者と接点がある施工事業者まで周知情報が行き届きにくいのが実情。

●昨年度ガス関連3団体と、定期保安点検時の登録スキームについて連携、ガス事業者向けに登録ハガキ付きチラシを準備して協力。現在は全国のLPガス協会、日本コミュニティーガス協会支部の保安講習会等の機会を通じ、周知活動を実施。

- その他、ガス機器や石油機器の資格講習会等の機会に、制度の周知及び所有者登録への協力を呼び掛けている。
- 密閉燃焼式石油温風暖房機では整備事業者に所有者登録への協力を依頼。
- 登録率向上のためキャンペーンや保証期間の延長等の取組みを実施している製造事業者の例もある。

# (参考) 特定保守製品の流通経路例 (電気用品)



(出典) 日本電機工業会 (事業者数は、総務省統計局「平成21年経済センサス基礎調査」に基づく)

# 4. 長期使用製品安全点検制度の周知に向けたユーザーアンケート調査

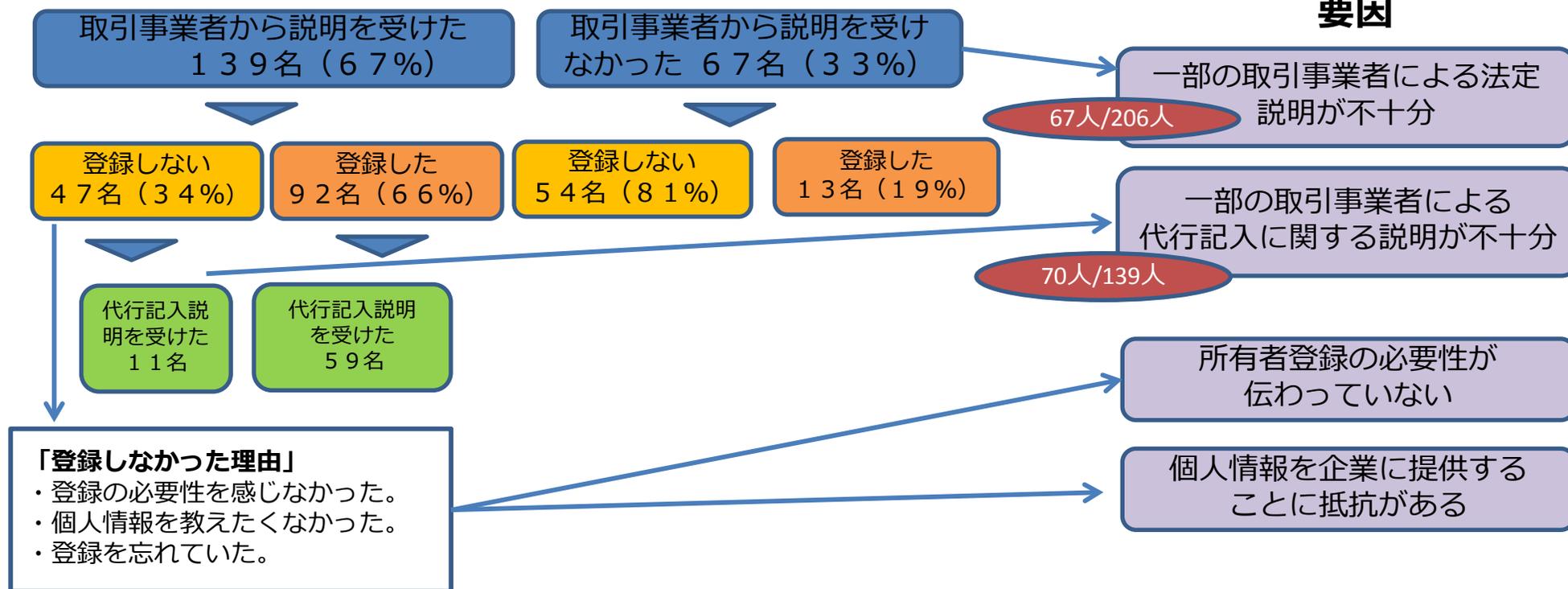
## 調査概要

- ・実施時期：平成27年11月
- ・対象：特定保守製品を購入し、製品に添付されていた所有者票を覚えている全国の20歳以上の男女（インターネット方式）。
- ・内容：取引事業者から説明を受けたかどうか。所有者票に登録をしたどうか。

## 分析結果

- ・説明を受けた者のうち67%(92人/139人)が登録。
- ・説明を受けなかった者の81%(54人/67人)が登録せず。

## 要因



## 5. 今後の取組み

- また、当省は昨年度、ユーザーへのアンケート調査を通じ、登録率向上に向けた課題を抽出。
- 今後は、登録率向上に向け各種事業者への働きかけを継続するとともに、関係者との連携を進める。

### <ユーザーの声>

- ・取引事業者による法定説明を受けていない。
- ・取引事業者による代行登録の説明を受けていない。

- ・登録の必要性を感じなかった、忘れていた。

- ・個人情報情報を企業に提供することに抵抗がある。

### <今後の取組み>

- 取引事業者（販売事業者・取り付け事業者等）は、
- ・法定説明の周知徹底
  - ・代行記入の促進

- 経済産業省は、
- ・政府広報等各種媒体を通じたユーザーへのPR（経年劣化による事故リスク、ユーザーの責務等）
  - ・消費者団体の協力

- 製造事業者（電機）は、
- ・所有者登録に繋がるインセンティブの検討
  - ・取引事業者との協力
  - ・目的外利用を禁止していることの周知
  - ・所有者票分析精度の向上

- 製造事業者（ガス石油機器）は、
- ・取引事業者・施工業者等関連事業者への周知活動
  - ・目的外利用を禁止していることの周知
  - ・所有者票分析精度の向上

## 【参考】点検時期のお知らせ機能（表示例）

- はがきや電話等の通知に加え、特定保守製品にランプの点灯・点滅等により点検時期をお知らせする機能を内蔵。

屋内式ガス瞬間湯沸器（100V  
非搭載機器：電池搭載タイプ）



お知らせランプが点滅

屋内式ガスふろがま



ビルトイン式電気食器洗機



屋内式ガス瞬間湯沸器  
（100V搭載機器：リモコンの表示例）



888表示が点滅

### 特定製造事業者等におけるお知らせ機能搭載率

（平成28年3月末現在）

○屋内式ガス瞬間湯沸器	98%
○屋内式ガスふろがま	93%
○石油給湯機	81%
○石油ふろがま	72%
○密閉燃焼式石油温風暖房機	98%
○ビルトイン式電気食器洗機	97%
○浴室用電気乾燥機	72%